

霧島市

事業継続 支援給付金

申請締切

令和3年
5/31 ※消印有効月



食品
加工・製造
事業者

器具・備品
事業者

サービス
事業者

飲食店取引事業者 緊急支援型

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請したことなどに伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けている市内の飲食店取引事業者に対し、給付金を給付します。

給付額

一律20万円

対象となりうる飲食店取引事業者の例

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工業者、酒造業者、飲食店に直接販売を行っている農業者・漁業者・小売（卸売）事業者等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等

霧島市事業継続支援給付金（第1期・第2期）の
給付を受けた事業者も申請できます。

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

●お問い合わせ先 霧島市商工振興課 ☎0995-55-1603 土日・祝日を除く 午前8時15分～午後5時



「事業継続支援給付金」を装った
詐欺にご注意ください!!

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



1 申請

- (1) **申請書類** (詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。)
申請様式 (第1号～第3号)、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳、飲食店との取引に係る帳簿と書類、契約書 等
- (2) **申請期限** 令和3年5月31日(月) ※消印有効
- (3) **申請方法** 原則として郵送 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。)
- (4) **提出先・お問い合わせ先**
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当
☎0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

2 対象者 (詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

飲食店取引事業者

- ※飲食店の求めにより当該飲食店の業務に供する物品又はその運営に必要なサービスを直接かつ継続して供給する法人及び個人事業者のことをいいます。
- ※フリーランスを含む個人事業者については、全収入 (一時収入等を除く。) の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち事業所を有しないものは令和2年2月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- ※2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っている方に限ります。
- ※取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得しているものが対象です。
- ※霧島市事業継続支援給付金 (タクシー事業者等緊急支援型) 及び霧島市事業継続支援給付金 (観光関連事業者緊急支援型) の給付を受けた方は申請できません。

3 要件 【以下の(1)～(9)全てを満たすもの】

- (1) 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 令和2年12月～令和3年2月の任意の1か月 (以下、指定月という。) の売上が、前年同月に比して30%以上減少していること。
 - ② 休業等により単純な売上の前年比較が困難な場合は、指定月の売上が、平成30年12月～平成31年2月の同月に比して30%以上減少していること。
- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得 (鹿児島県税条例 (昭和38年条例第23号) の定めるところにより課税される場合に限る。) のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 2019年 (平成31年1月～令和元年12月) に市税 (法人においては法人市民税) を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

国の支援制度【令和3年5月31日申請締切】

・一時支援金 (上限額 中小60万円、個人30万円) [お問い合わせ先](#) 一時支援金事務局 ☎0120-211-240